

京都市告示第 287 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 10 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草緯 3 号線	伏見区深草瓦町 64 番地の 1 地先内	旧	メートル 16.50	メートル 5.55
		新	16.50	6.00
深草緯 79 の 1 号線	伏見区深草瓦町 64 番地の 1 地先内	旧	19.20	2.50 ~ 4.00
		新	19.20	3.24 ~ 4.74

(建設局土木管理部道路明示課)